

平成 22 年度第 6 回（90 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 22 年 12 月 21 日（火）午後 2 時から

場 所：コミュニティプラザひまわり 会議室 1

出席者：大森靖史、阿久津たか子、伊藤晃、三木克子、佐藤隆史、小林倫子、
中西宣長、増田恵美子、島崎豊茂、佐藤勝栄、今瀬千佳子、齋藤徳次郎

事務局（企画課長、市民協働係長、企画課主事）

欠席者：加藤春芳、石川由紀子、原友里恵、宮城敬子、大久保實、鈴木晃、円城寺修、神吉正代

<配布資料>

- 1 「清瀬市まちを美しくする条例」提言に向けての小委員会資料
- 2 まちづくり提案審議 進行表
- 3 【参考資料】清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について
- 4 提案「リスクコミュニケーションの強化を」資料

1 開 会

2 前回の確認

委員長：前回議事要旨について何か意見はあるか。

委 員：「担当部門の課はどこか」というやりとりは細かいので省略してよいのではないか。

委員長：では省略してよろしいか。

<了承>

委 員：委員の名前が載っている部分があるが、これまでの議事要旨では載っていなかったもので、載せるのか載せないのかここではっきりさせた方がいいのではないか。

事務局：今回は議事の便宜上載せたほうが自然だったので載せたが、必要がな

いなら載せなくてもよい。

委員長：では今後載せないということによろしいか。

<了承>

3 提案審議

委員長：本日は小委員会で検討した事項を資料にまとめてきた。これについて事務局から何か意見はあるか。

事務局：市長に提言するものになるので（１）～（６）について文言の調整等をしたい。まず（１）の「ゴミの発生場所により担当する課が異なる」について、河川については市だけではなく国や東京都が管轄する部分も含まれる点に留意していただきたい。（２）については課の名称を入れられない方がよい。（４）については「環境美化活動団体及び環境保護活動団体などが推進員となっていない」とあるが、条例第１０条には「推進員になる」という規定がないのでこの部分は必要ないのではないか。（５）については「清瀬市まちを美しくする条例施行規則」第１条の「必要な事項」が不明確とあるが、この１条では施行規則の主旨を述べている部分であり、「必要な事項」というのは具体的には２条に定められているので、不明確とはならない。（６）については「ゴミ捨て防止条例のようなものを感じられ」とあるが、以前お配りした市報２１年６月１５日号に「清瀬市まちを美しくする条例は一般にポイ捨て禁止条例と呼ばれています」とある。

委員：（１）については結局緑と公園課と環境課のどちらが担当なのか線引きがはっきりしないのが問題だと思う。

委員：では「ゴミの発生場所により（収集を）担当する課が異なる」としたほうがいいのか。

委員長：では「収集を」という言葉を入れてよろしいか。

<了承>

事務局：（２）については「これまでの情報」という部分が何の情報なのかを明らかにした方がよいと思う。

委員長：では「“まちを美しくする条例”を管轄する課では、これまでの自然保護レンジャーなどからの相談や提案の記録を残していない」としてよろしいか。

<了承>

委員長：（４）については、小委員会では「環境美化活動団体及び環境保護活動団体」が美化推進員になるべきだということを意図した。

委員：条文にないならばそういった団体も美化推進員に参加できるようにし

ていただきたいと文章を書き変えた方がいいのではないか。

事務局：この場合は個人ではなく団体を推進員にするという意味か。

副委員長：では「不明確であること」で一旦区切り、「環境美化活動団体及び環境保護活動団体が推進員となって協力してくれることが望ましい。」とすればよいのではないか。

委員長：「環境美化活動団体及び環境保護活動団体などと市が協働して推進員となって協力してくれることが望ましい。」という部分は（６）の下の文章に入れてしまうということによろしいか。

<了承>

委員長：（５）についてはいかがか。

事務局：施行規則で定めている勧告・命令・公表以外に、まちを美化するためにやらなければいけないことがあればそれを提言するという形になる。

委員：（５）で言いたかったことは、やらなければならないことが明確になっていないということだった。

事務局：提言としては条例を施行する具体策が盛り込まれていないといったものになると思われるので、「条例施行規則が不十分なため、市民に対して周知がされておらず…」となるかと思う。

委員長：よろしいか。

<了承>

委員長：では（６）についてはどうか。

事務局：条例本来の主旨はまち全体を美しくするというものになると思うが、重点地域を設けているという点などから「ポイ捨て禁止条例」といった表現をすることがある。そのため「感じられ」としてもよいと思われる。

委員長：では変更なしでよろしいか。

<了承>

委員長：では次に提案「公園の整備（美化）を市民の手で」に移る。緑と公園課に伺ったところ、市民からの提案により遊具を変えたという例はあるとのことだった。また新潟の三条市では市民との協働によりポケットパークを作ったという例がある。

委員：後期基本計画には「市民参加による公園づくり」が目標として掲げられているので、その確実な実行をお願いしたいという回答にすればいいのではないか。

委員：まちづくり委員会から緑と公園課に「市民参加型の公園づくりの制度をつくってほしい」という要望があったことを伝えた、と回答すればいいのではないか。

委員長：さらに計画には具体的な実行策がないので、担当課に整備をどう進めるか考えてほしいと伝えたほうがよい。

委員：提言をするのかどうか決めていただきたい。

委員長：では提案 21-8 は提言するか。

<検討の結果、提言しないことに>

委員長：では緑と公園課にこのような提案があがっているということと、後期基本計画にあることを確実に実行していただきたいということを伝え、提案者には計画の中に提案と同様な項目があることと緑と公園課に要請をしたことを伝えるという回答文でよろしいか。

<了承>

委員長：では次回にはその回答文と提案 1 の審議に入りたい。

4 その他

特になし。